

国税の種類とあらまし

国税

直接税	間接税		
所得税	消費税	自動車重量税	揮発油税
復興特別所得税	酒税	登録免許税	地方揮発油税
法人税	たばこ税	石油石炭税	電源開発促進税
相続税	たばこ特別税	石油ガス税	航空機燃料税
贈与税 等	印紙税		等

所得税

個人住民税と同じく所得に対してかかる税金ですが、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税しなければなりません。また、利子、配当、給与、退職金及び報酬等の支払いを受けるときには、所得税の前払いとして源泉徴収が行われます。

なお、給与所得のみの人は、原則として年末調整により所得税額の精算が行われます。

法人税

株式会社や協同組合などの法人の所得に対してかかる税金です。個人の所得税と同様、法人が自らその所得金額及び税額を計算して申告納税することになっています。公益法人等や人格のない社団等が行う収益事業も課税の対象になります。

相続税

相続や遺贈により財産を取得した人にかかる税金です。基礎控除額は、3,000万円と法定相続人1人につき600万円ずつを加えた金額ですので、たとえば相続人が配偶者と子ども2人の場合は、遺産額が4,800万円まではかかりません。

贈与税

個人から財産をもらった人にかかる税金です。

1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円（基礎控除額）以下の場合には原則としてかかりません。また、婚姻期間20年以上の配偶者からの居住用財産等の贈与には特例があります。なお、親から子や孫への贈与で一定の要件に当てはまる場合は相続時精算課税が選択できます。

消費税

消費税は、事業者が販売する商品やサービスなど消費一般に広く公平に課税されるもので最終的に消費者が負担する間接税です。

酒税

清酒、ビール、リキュールなどアルコール分1度以上の飲料に課税されます。

印紙税

領収書、契約書などの文書を作成するときにかかります。税率は文書の種類により異なります。

奈良県税の種類とあらまし

県税		
普通税		目的税
県民税 (個人・法人・利子割・配当割・株式等譲渡所得割)	軽油引取税	狩猟税 産業廃棄物税
事業税(個人・法人)	自動車税(種別割・環境性能割)	
不動産取得税	鉱区税	
県たばこ税	地方消費税	
ゴルフ場利用税	県が課す固定資産税 (大規模な償却資産に課税)	
森林環境税		

県民税

市民税と同様に、個人や法人の所得に対してかかる税金です。なお、平成18年度より森林環境税が導入され、県民税均等割の超過課税として個人には年額500円、法人等には均等割額の5%相当額が課税されています。

<個人県民税>

均等割(1,500円)と所得割(4%)があり、個人市民税とあわせて課税されます。

<法人県民税>

均等割と法人税割があります。均等割の税率は、資本金等の額に応じ2.1万円から84万円までの定額、法人税割の税率は、平成26年9月30日以前に開始する事業年度については法人税額の5.8%(資本金の額が1億円以下で法人税額が年1,000万円以下の場合などでは5.0%)、平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については法人税額の4%(資本金の額が1億円以下で法人税額が年1,000万円以下の場合などでは3.2%)、令和元年10月1日以降に開始する事業年度については法人税額の1.8%(資本金の額が1億円以下で法人税額が年1,000万円以下の場合などでは1.0%)です。申告と納税は法人事業税・特別法人事業税(国税)とあわせて行うことになっています。

事業税

事業を行う個人や法人などの所得等に対してかかる税金です。

<個人事業税>税額は、所得から290万円の事業主控除等を引いた残額に事業の種類に応じた税率をかけて算出します。前年分を3月15日までに申告し、8月、11月に納めます。

<法人事業税>会社などの法人のほか、収益事業を行っている人格のない社団等も対象になります。税率は事業の種類や所得金額によって異なります。申告納税は、法人県民税・特別法人事業税(国税)とあわせて行うことになっています。

ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用する人にかかる税金です。なおゴルフ場利用税の70%が県からゴルフ場所在の市町村に交付されます。

県たばこ税

国産たばこの製造者、外国たばこの輸入業者および卸売販売業者で小売販売店にたばこを売り渡す人にかかる税金です。

地方消費税

消費者のみなさんが、買い物やサービスの提供を受けたときに支払っている消費税のなかには、地方消費税が含まれています(消費税率10%のうち2.2%)。この税は基本的に、消費されたところの都道府県の収入となり、さらにその2分の1は市町村へ交付されます。

県税のお問い合わせ先 **奈良県総務部税務課** 22-1101(代) **奈良県税事務所** 20-4531(代)

自動車税については**自動車税事務所** 0743-51-0081(自動車税第一課)

MEMO

令和 6 年度

私たちの市税

編集・発行

奈良市総務部

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

☎0742-34-1111（代）